

保護者各位

西東京市子育て支援部
保育課長 海老澤 功

令和 3 年 7 月の緊急事態宣言の再々延長に伴う保育所等の対応について

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

令和 3 年 7 月の緊急事態宣言の再々延長が 9 月 9 日に決定され、7 月 12 日から 9 月 30 日まで緊急事態措置が実施することとされました。この度の緊急事態宣言の延長に伴い、西東京市認可保育施設では下記のとおり対応いたします。

記

1. 保育の継続実施について

令和 3 年 7 月の緊急事態宣言では、国及び東京都より、保育所等の運営については、感染防止策を徹底しつつ、令和 3 年 4 月の時と同様に原則開所することを要請されております。よって、緊急事態宣言期間中におきましても、引き続き感染防止に努めながら、保育を必要とされる方への保育を継続いたします。

2. 保育所利用の自粛のお願い

東京都及び西東京市内における感染拡大の傾向は治まりつつありますが、依然として感染状況は高い水準にあることや、令和 3 年 7 月の緊急事態宣言以降 10 歳未満の陽性者の割合が拡大傾向にあることから、ご家庭での保育が可能な方については、保育所利用の自粛にご協力をお願いいたします。

ご協力いただけるご家庭のうち、0 歳児クラスから 2 歳児クラスのご家庭については自粛する日数に応じて市の方で保育料を減免いたします。

また、ご協力いただけるご家庭のうち、3 歳児クラスから 5 歳児クラスのご家庭については、保育園により対応が異なりますので各保育園の対応をご確認ください。

(1) 保育所利用の自粛の要請期間

9 月 13 日（月）から緊急事態宣言の期限である 9 月 30 日（木）まで。

保育所利用の自粛にご協力いただけるご家庭は、9 月 13 日（月）までに所定の様式にて、在園している保育施設までお申し出ください。書面の提出が間に合わない場合につきましては、口頭、お電話でも構いませんので取り急ぎお申し出頂き、後日書面の提出を各保育施設をお願いいたします。

この自粛利用申出がないと、減免の取り扱いとなりませんのでご注意ください。

(2) 減免した保育料の取扱い

登園日数の確認後、減免した保育料につきましては、11月以降の保育料に充当する予定です。9月分の保育料は通常通り9月末に口座から引き落としになりますので、ご了承ください。小規模保育事業・事業所内保育事業については、精算方法が異なる場合がございますので、各施設にご確認ください。

(3) 保育所利用の自粛期間の特例について

ア 休所期間（欠席）について

通常、休所期間は2か月以内としておりますが、今回の緊急事態宣言延長に係る休所につきましては、2か月を超える場合も弾力的に対応します。

イ 育児休業からの復職期間について

通常、令和3年9月入所者の育児休業からの復職期間は通常は9月末日としておりますが、今回の緊急事態宣言延長に係る登園自粛にご協力いただいたご家庭については、10月末まで復職期間の延長対応をいたします。

ウ 求職中の就労開始までの期間について

通常、求職中の方には通常は3か月以内の就労開始をお願いしておりますが、今回の緊急事態宣言延長に係る登園自粛にご協力いただいたご家庭については、保育所利用の自粛期間を、就労開始までの期間に含めない対応をいたします。

3. 感染拡大防止対策の徹底について

保育園はこれまで同様に感染防止対策を徹底して、運営を行います。保護者の皆様におかれましては、保育園に新型コロナウイルスを持ち込ませないため、お子様の発熱や体調不良の場合のお休みなど、あらためて、感染対策の徹底をお願いします（詳しい対応については、令和3年2月17日付「保育施設における感染拡大防止のための留意点」を参照ください）。

なお、保育園の園児や職員にPCR検査・抗原検査の陽性が判明した場合につきましては、感染防止対策の観点から、臨時休園又は濃厚接触者に対する登園自粛（自宅待機）の措置を実施します。

4. 登園ルールについて

これまでもお願いしているところですが、在園児本人が、①新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に指定された場合、②発熱・体調不良等の症状による感染疑いのためにPCR検査・抗原検査を受診した場合は、登園をお控えください。登園を控える期間は、①の場合は保健所の指定する健康観察期間、②の場合は検査結果が陰性になるまでの期間です。

同居家族の方が①②に該当する場合には、お子様の登園をお控えいただきますが、PCR検査・抗原検査の結果、①②に該当する同居家族の陰性が判明した場合には、登園を再開できます。

在園児及び同居家族の方が上記①②該当する場合は、必ず保育園までご連絡をお願いします。

5. 保育料の取り扱いについて

園児及び職員に PCR 検査等の陽性が判明に伴う臨時休園・登園自粛（自宅待機）の期間、及び上記 4 の登園ルールに基づき、登園をお控えいただいた期間については、保育料の日割り減免を行います。保育料の減免には申請（書式 22）が必要です。詳しくは在園の保育園か保育課までお問い合わせください。

なお、今回の 9 月 13 日から 9 月 30 日までの間の家庭保育の協力要請に伴う減免は、各保育園から実績報告をいただく予定のため、保護者様からの本件に係る減免申請は不要の取り扱いとさせていただきます。

【問い合わせ先】 西東京市子育て支援部保育課保育係 電話：042-460-9842